

寄付金優遇措置について

《個人の場合》

2,000円を超える寄付は、税金の納付軽減または還付がされます。

「助産師教育事業のために有意義にお金を使いたい。」と当協議会に寄付をしていただきますと、税負担が軽くなります。

所得税

所得控除（全公益法人共通）

〔所得金額－（寄付額－2,000円）〕×所得税率＝税額

※所得控除額は総所得金額等の40%相当額が限度

個人住民税

都道府県又は市区町村が条例により指定した寄付金（公益法人に対する寄付金等）は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます（税額控除のみ）。

ア 都道府県が条例指定・・・（寄付金額－2,000円）×4%

イ 市区町村が条例指定・・・（寄付金額－2,000円）×6%

→重複指定であれば、（寄付金額－2,000円）×10%

《法人の場合》

本協議会への寄付には、別枠の寄付金損金算入限度額が設けられます。

「わが社の社会貢献は、助産師教育事業のために」とお考えの経営者のみなさん、全国助産師教育協議会への寄付なら、一般の寄付金損金算入限度額に「別枠」の金額を加算した損金算入が認められます。

この措置により、結果、事業税・法人地方税の税額軽減が行われることとなります。

法人税

法人が支出する寄付金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄付については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

A：公益法人への寄付金の特別損金算入限度額

（所得金額の6.25%＋資本金等の額の0.375%）×1/2

B：一般寄付金の損金算入限度額

（所得金額の2.5%＋資本金等の額の0.25%）×1/4

→公益法人に対する寄付金は、A＋Bの額が損金算入できます。